

第18回議会改革検討会議要旨

平成29年6月1日(木)
午後3時20分 委員会室

(開議15:20)

1 あいさつ

委員長

2 議 題

(1) 基本条例の見直し(案)について

修正案に対する検討が一通り終了し、検討の中で出された意見を反映した第2回修正案を基に検討を行った。

全 文

- ・「物事を決める」が他の表現にならないか。(自己責任、自己責任)
- ・「統合度の高い」に違和感がある。もう少し分かりやすい表現にすべき。「統合度を高い」を入れるならその前に説明が必要では。
- ・「地方自治の本旨の実現をめざさなければなりません。」を前向きな表現にすべき。
- ・「善政競争」は分かり難い。「善政競争」は入れるべき、他は現条文でよいのではないか。

第1章 総則

第1条 目的

※現条文に戻す

第2章 議会及び議員の活動原則

第2条 議会の活動原則

- ・各号の文末の「こと」を削除
- ・現条文のように「行う」を「努める」に戻すべきでは
- ・第1項の「ねばならない」と(2)から(5)の「努めること」の整合をとること。

第2条の2 議会の活動実行計画の策定 ⇒ 削除意見多数のため、削除

- ※大津市議会のミッションロードマップを参考に、正副委員長・事務局の判断で新たに追加
- ・委員会の活動計画はイメージできるが、議会はイメージできない。委員会の活動計画と整合性が取れなくなるのでは。
- ・議長のマニフェスト方針及び議会合議による方針決定との整合はとれるのか。
- ・第2条に入ればよいのでは。この条文は削る方が分かりやすい。
- ・前回の議論になかった条文を追加すべきではない、削除。基本条例に細かいことは載せるべきでない。中身が不鮮明で、共通認識の過程を経ていない。議論不足のため削除。
- ・違和感がある。ここに載せるべきではない。現条文のままでよい。
- ・「具現化する。」までで止め、後は削除し、個々の条文に規定すればよいのでは。
- ・他の先進議会では実際にできている。明記しておくべき。細かいことは委員会の章に規定するとしても、原則的な部分は規定すべき。
- ・市民との約束としては、議会の実施計画の規定は必要では。

第3条 議員の活動原則

- ・現条文の「努める」に戻すべき、「行うこと」にすべきではない。「行うこと」は強制及び命令のように感じる。やっていないと問責決議のなるのか。「行う」を「します」にした方が優しい表現になるのでは。市民との約束のため、厳しい表現にすべき。
- ⇒ 第2条同様、各号の文末の「こと」は削除。また、全文を通し、文末表現は努力義務又義務規定にするかにより、法務担当に確認の上、例規上の取り決めによって統一する。
- ・第3項の「一部の団体又は地域代表にとらわれず」は、前回の議論で取るべきとしたはず、

書くことにより、逆のイメージにとられる可能性があるため削除。

⇒ 第3項の「一部の団体又は地域代表にとらわれず」は削除意見多数のため、削除。

第4条 議員又は委員長 ⇒ 委員長を対象から外し、「議長及び副議長」とする。

- ・第1項は芽室町を参考に、地方自治法の規定とかぶらない表現にすればよい。
- ・第1項の文末の「先頭に立つ」は、前段の議長同様に「責任を持つ」にすべきでは。
- ・第1項だけでよく、より簡単にすべき。
- ・第1項を削ると、先進議会の所信表明に近くなる。第1項を削り、第2項、第3項を議長の活動原則として残したらどうか。
- ・地方自治法に議長、副議長の規定がある。第1項を削れば、この条文は不要では。
- ・第2項の「及び議員からの質問を受ける機会を設け」は必要なし、削除。
- ・選出方法なので、基本条例にここまで細かく規定する必要はあるか。第2項の「選挙の過程」とはどんなものか。今も公の場でやっている。明らかになっているのでは。今やっているものを明文化するのであれば、やめてもよい。「選挙の過程」はいらない。
- ・対象は議長のみとし、「所信を表明する」で良いのでは。対象は、委員長を除き、正副議長でよいのでは。
- ・規定しなくても実際にやっている。委員長は載せるべきではない。どうしても載せたいのであれば、委員会の章で定めればよいのでは。
- ・第3項の「本会議場において」は削除
- ・第3項の「活動計画」を「活動方針」に修正

第5条 通年議会

- ・通年議会のメリット、デメリットの説明が明確でないためイメージできない。もう少し、説明がないと議論ができない。執行部との調整も必要。 ⇒ 通年議会の根拠は地方自治法第102条の2で規定
- ・メリットとしては、議長には議会の招集権はないが、1年間を会期とすることで、年当初に1回招集告示をすれば、住民の福祉の向上に繋がる条例の早期制定などができる。また、被災時の復興に関する予算審議が可能となり、迅速な対応が可能となるなど。
- ・逆に長崎県議会では、通年議会を取りやめたところもある。その理由を知りたい。
- ・専決処分が無くなることにより、議会を開く回数が増える。議運も事務局も忙しくなる。基本的には負担が増えることになる。
- ・通年議会の場合、請願、陳情対応をどうするのか。いつでも提出できるため、その都度、議会を開き、委員会に付託するのか。
- ・通年議会は、宿題にすべき。
⇒ 長崎県議会が通年議会を取り止めた理由、請願・陳情の取り扱い、専決処分がなくなることによる影響等について、事務局で調べる。

(2) その他

- ① 会議要旨の確認 第17回の確認を今週中に報告

次回開催 6月2日(金) 午後1時30分～

(閉会 18:12)